

## 批評及び紹介

### アクバル帝生誕年代考

ヴィンセント、スミス

The Date of Akbar's Birth.

By Vincent A. Smith. Indian Antiquary,

vol. XLIV, part DLXII, Nov, 1915

莫臥兒帝國の英主アクバル帝の生誕年代に關し從來史家の所傳に略々定説あり、之を一五四二年十月十四日若くは十五日とするもの是なり。由來一國の帝王乃至歴史的人物の生年に就きては往々にして異説の存するものなきにあらず、されど多くはその簡人的傳記編纂の上より決定の必要ある外、一國歴史の大局と關係する所少なきを常とするを以て、之に

對して、特殊の研究を加へざるを普通となす。アクバル帝の場合に於ても亦然るものなり。故にスミス氏がアクバル帝の生誕年代につき特殊の研究を掲げたるは主としてその傳記研究に資する爲めによること勿論なるも、然かも帝の誕生が父帝フマユンがガング流域に敗れ弟カムランの援を得ずして漂浪せる間に起れる事實なるが故に、その誕生の年代そのものに己に興味あり、且つフマユンがアマルコトよりカンダハルに至りペルシャのシャイバニ王家の庇護を得たる以前の出來事にして、帝がペルシャ史上に於ける位置に關係する所多く、殊に帝の生誕年代が回教國に行はるゝ一種の迷信によりて異説を生じ來れる關係あるを以て、此の研究は實に傳説編纂上

閉却すべからざる事實なると共に回教國史の價值を批判攷究するに資する所少なからず。スミス氏が特に此の攷究に手を染めたるは、主として之が爲めに依るものなるが如し。全篇僅に十四五頁を出でざるを以てむしろ小篇たるべしと雖ども、その考證精緻に互り近時有要の文字たるべし。全篇を三段に分ち一段を生誕時日の考證に費やし次にその傍證としての帝の稱號を論じ、最後に帝の臨終の時日に及びり。

スミス氏に依れば回教記者の「記録に現はれたる所にてはアクバル帝の生誕時日に就きて二箇の異なる矛盾せる記事」あり。その一はヘテラ紀元九九九年 Rajab 月の五日、日曜日の早朝に起れる事實とする公文記録の存すること、他は同年 Shabab 月の満月の夜即ち木曜日の夜半にありとする Tantar なるものゝ記せる記録の存すること是なり。前者によれば正に西紀一五四二年十月十五日（舊曆）にして

從來學者の憑據せし時日なり、後者は一五四二年十一月二十三日に相當するものにして、その間に著しき時日の差異存するを發見し得べし。Tantar は當時フマユンに隨從してアマルコトに在り、アクバル誕生當時帝の左右に近侍せし回教徒の一人なりしなり。スミス氏は以上掲げたる年代に對して一の假定を立て、「二者何れも眞ならず、此等二箇の記録の矛盾を生ぜる所以は誤謬に依るものなるか否やは考ふべきことなるべし」、若し兩者を共に眞ならずとせば、第三に立て得べき説は公文記録の年代は相當理由のもとに熟慮を費せし上の誤謬なるべければ、むしろ「他の一の説即ち Tantar の記事が結局確證を得ることによりて決せらるべきものなるべし」として、此の假定を氏の論證をなさんとする前に提議しおかんことを要求せり。即ち氏は此の前提のもとに一篇の論證を進めんとするなり。更に傍證としての帝の稱號に及ぼし、「アクバル帝の最初の呼稱は

Jalali-d-din にあらざりし Badri-d-din なりし」ことに注意し、この論據にたゞする理由を稱號の變化時代の變遷によりに明かに示さるべく、從つて Akbar と云ふ名稱及び Jalali-d-din と云ふ稱號を選擇し理由を説明するの要ありとて第二段の前提を掲げたり。而して此の一篇の資料となせる Janhar の記録なるものは先て發表せられたる Kavi Raj Syamal Das が論文に引用せるものと同本の異寫なりしことを確かめ、共に同一記事を載せられたれば「Janhar が帝の誕生を Shaban の満月即ち回教曆の八月十四日に當り舊西曆一五四二年十一月二十三日に起れる事實とするには何等疑ふ所なし。然るに朝廷の史官がそのデパートとして Rajab 月の第五日回教曆の第七月即ち西曆一五四二年十月十五日を以て之に當てたれば、此れ以上その資料につきて調査を遂ぐる餘地なきなり。さればとて當時史官たりしアブルフスル Abul-Fazl が故意に捏造せしとも覺えずとてその

資料を引用せり。ミス氏に依れば公文記録は Abul-Fazl, Badoni, Gulbadan-Begam の三人によりて記されたるものなりと。氏は此等の資料を掲げて内容を比較し、前二者が Rajab 月の五日日曜日とせるに反し最後の Gulban Begam なる婦人は第四日となすも、此の月の第四日は日曜日にあざれば恐らく何かの誤聞なるべきを述べ、Janhar の記事に及び、彼が Shaban 十四日とせるは確かなる事實にして、此より Roza なる物齋みの習慣あることを語り、公子アクトルが生後三十五日にして父帝の居所なるシンドの Jua に到れる際は恰も物齋み月なる Ramazan に當れることに説き及ぼせるを指摘せり。更に氏はその原本の異本あることを述べ、Beveridge 氏によれば氏が用ひたる原本の外に尙ほ Faizi Sirhindi が Janhar の求めによりて増補せしものあり、此にはアクトルが生後三十五日にして Jua に到着せることを脱し、誕生日を Rajab 月の第四日に改めその端に Shaban

の名を注記せり。尙ほ Beveridge の書簡によりて氏  
の云ふ所を見るに、Janhar は Akbar Badru-d-din と  
呼び Badru Jalalu は何れも満月の意とするに對し、  
Rajab Shaban 兩月とも十四日は満月なれば誕生日は  
正に此の日にあるべし。されど廷臣が特に五日とな

すは日曜日なる特別の日を當てんが爲めなるやも知  
るべからずと雖も、その月までを變更するの要な  
らん。然るに Janhar が異なる月を記せるは老耄の結果  
なるべきかと云ふにあり。此の説は凡てを解決する  
に都合好からんもその誤謬なるは言ふまでもなし、  
Janhar が特別なる Ramadan 中に到着せる事實まで  
も誤記することなければなり。又命名はその時日タイムと  
離るべからざる關係あれば、二者何れか眞ならざる  
可らず、その間の矛盾せるは思慮ある僞作とするの  
外なし。茲に氏はフマユンがアマルコッドに著せる時  
(一四五二年)より「巨出立(七月十二日)に至る間の主  
なる出來事の時日を、アブルファズルのアクバルナ

マーと Janhar の記事とによりて表示し比較對照  
し來りて Janhar の記事に誤謬なきを述べ、」彼が實際  
記録を作りし時はフマユンの侍臣たりし時にてその  
命名式の目撃者たりしことを記憶せざるべからず」  
となせり。

氏は更に Janhar の記事の過誤ならぬ證據として  
アクバルの命名の事に就きて述べたり。彼が記事の  
中に公子が満月の夜に生れたれば Badru-d-din と名  
づけられたり、但し彼が Badru-d-din と Jalalu d-din  
を同義と註するは確實ならず、これ帝が Jalalu-d-din  
と稱せむは著名のことなれば之が解釋を試みたるに  
過ぎず。されど彼が虚言者ならぬ以上その記事は信  
憑して可なりとて、アブルファズルがアクバル帝の  
誕生と Jalalu-d-din と命名せられたることを結び付  
け、頻に日曜日を高唱せるはむしろ彼がもと Badru-  
d-din と呼ばれたる事實を知れるによるなるべしと  
揣摩し、Badr の意味につき一の挿話を語れり。即

Sharif Khan 氏の兄 Shamsh-ud-din Muhammed Khan Atza がカズミに在りし時、月がその腕の中に入ると夢たるを物語りければ、之をその父 Mir Yar Muhammed Ghaznavi に告げしに、父はすたく喜びて他日神は我が家を尊貴の位置にちくんと云へり、後果して言の如くなりき。是れ「Full moon (Bad) of glory of heaven (Akbar)」との祝福により塵底より天頂に登るを得たればなり」と。此の物語は Badrud-din に當るも Jalrud-din に關係なれば、「アクトバルはもと Janhar の箇人的智識によりて記されし如く、満月の時 (Bad) に生れしが故に Badrud-din と名づけられたること疑なかるべし。其の傍證としてアクトバルのホロスコープに及ぼし、アブルファズルの記せるアクトバルの星に四の型式あり、その二は Virgo (處女宮) に生れたりとするものにして他の二者は Leo (獅子宮) に生れたりとするもの是なり。Beveridge 氏は Virgo を正解とせば Rajab 五日

を正しきものとなせるも、次に起りし Leo 星座は注目すべく、之より公文記録の誕生日に疑問を生じ來るとて、アブルファズルも別にシラズの學者の書として Leo Horoscope の信すべきを述べ、 Gulbadan Leo 星に生れたるものは幸福なりとし、天文學者も多く此の星座のもとに生れしものは長命を得べきを説けるを引用し、アブルファズルの齟齬せる註記は眞の誕生日を暗示すべしとす。更に Kavi Raj がアブルファズルの記せるアクトバルの星の記事の後に何人もその眞實を知るものなしとする點を擧げ、 Mirat-i-Afsharunna の記者が年代は不確實なるも、デラの九四九年又は九五〇年とし、その日は Rajab 十五日日曜日の夜半にありとの記事を引用し、Janhar の記事は正に眞なるべくアブルファズルは誤謬をなせりとせり。然らば何故にかく時日<sup>イタリ</sup>を變更せしやに關して Kavi Raj の説を紹介してその説を是認し、同氏がクトバル以下三帝の迷信あることを述べ、公子を巫咒の危難

より救はんが爲めに日を變じて Rajab 五日とし、史官が思慮ある改竄も同一動機に出でたるならんとの説を採用せり。且つ曰く、アクバルは幼時絶えず危険に襲はれたれば母及女性は何れも之を憂懼して能ふ限りの庇護を加へ、遂に誕生の日を改め名をも變更したるものにして、こは正にアクバルが父帝のもとに歸りて割禮と行ひし三歳頃であり、Janhar の手記にその眞實を記せりとは何人も知らざりしなり。彼が Jalal-ud-din と稱せしは即位の前なりしこと明かにして、貨幣には初年より(一五五六)此の名稱を用ゐたればなり。即ち「誕生日の眞の時イブ日なる Shaaban 月第十四日(十一月二十三日)の隱匿は、正に巫咒の害を救はん爲め左右の人の願によりて行はれ、Rajab 五日の日曜日と之に當てたるは別にその理由」の存するあるが如し。

アクバルの史傳を研めし者は何人も後年彼が特別に日曜日を尊崇せるを認むる所にして、此より幼時

に及ぼし誕生日を日曜日にあてたりとはなし難し。されどベルシャヤ人が一般に最も尊敬せし日の日なる天文學上の基礎より之を説明し得んか。アブルファズルもアクバルナーマーに日の頌辭を述べたり。又他方にて「Rajab 第五日の選定に有力なる動機と認むべきものあり。即ち「Sodilob 氏の記せる記録中に見ゆるものにして、これに依れば Rajab 第五日は一般にマホメットの懐胎日と信ぜられたることなり。Dugh Beg に依れば Rajab 第十五日とす、此は先に引ける Mirati-Atabnuma の時日と吻合するは奇と云ふべし」。蓋し彼の著者は 949 Rajab 5 と 950 Rajab 15 と誤りしも、アクバルが同時に Muhammad の稱あるが故に恐らく此の傳説を混同せしものならんか。

要するに「(一)アクバル帝誕生日及命名に關する Janhar の記事は眞實のものなり、(二)朝廷史官の同記はむしろ誤謬と云ふべし。(三)アクバル帝はヘデラ紀

元九四九年 *Shābān* 月の十四日満月の時に生れ、一四五二年(舊曆)十一月二十三日を正しとすること、(四)もその名は *Badrū-d-dīn* と稱し、(五)恐らく一五五二年より以前に誕生日を變更し、その結果名をも改めて *Jalāl-d-dīn* と呼べること、(六)三箇の動機より誕生日及びその名を改めしことなり。動機としてはその眞の時日を秘して巫咒の難より救はんことを願ひ、その結果木曜を日曜日に取り換へ之を神聖なるマホメットの懐胎日と一致せしめんとせること「なりとす。以上略々その年代を論證し得たるべく、アクトバルがその名を祖父 *‘Alī Akbarī* に取り、日及名の改變が一五四五—六年の間にありしことは推定するに難からずと。

最後にはアクトバルの臨終時日を論ぜり。此に就きて故 *William Irvine* はヘルシヤ史の研究によりて十月十五日(舊曆)とせしも別回教徒記載の異説ありとす、*‘Ināyāta-Ilāh, Muhammad Amin, Abul-Baki* 等

の記す所を引用し、前二者の所傳なるヘデラ紀元一〇一四年 *Jumada II. 14* 水曜日の夜半となすを採り、殊に週日を正しとし、後者の *Jumada I. 23* とするを誤れるものとせり。何となれば回教風の日の數へ方は、普通日の入りより翌日の日の入りに至る迄を一日とすれば、水曜日の夜半は木曜日の早朝なるべきなり。然るに當時ジャハンギルは水曜日を不吉の日とするに反し己が誕生日なる木曜日を以て吉日として *Kamshamba* と稱へたれば、週につきて誤れることあるべからず。されど *12 Jumada II.* は曆表によれば火曜日なりとて、之より *Du Jarrie* が十月二十七日とせる時日を注目すべきものとし、葡萄牙、西班牙には新曆は一五八二年より用ひられたればは勿論新曆に依れるものにして、舊曆としては十月十七日にあり、之に對するヘデラ紀年によれば *Jumada II. 14* にしてこれ正しく木曜日の早朝に在り。然かも *Du Jarrie* の記事はアクトバルの死する以前に帝に

見えし Jerome Xavier 及び Benedict a Gooss なる宣教師の物語に依れるものにして、此等の點より考ふるに、アクバルの臨終はヘヂラ紀元一〇一四年 *Jahad a Hira* にして、正に西曆(舊)十月十七日、即ち十月二十七日(新曆)に在るを以て正しとすとして宣教師が見聞を引證とせり。

(大 谷 勝 眞)